

【変更】育休の期間を変更した場合

記入例

育児休業等掛金等免除(変更)申出書

組合員番号・氏名 公立山形 234567 公立 花子	生年月日 平成3年3月3日	職名 教諭	所属コード・所属所名 777777 山形市立〇〇小学校
育児休業の期間 (変更後の期間)	令和7年10月28日から令和8年3月31日 (令和7年10月28日から令和9年3月31日)		
育児休業に係る子の生年月日	育児休業等の日数 (育児休業等を開始した日の属する月と終了する日の属する月が同一の場合のみ記入) 日 令和7年9月1日		
掛金等免除対象期間 (変更後の期間)	令和7年10月から令和8年3月 (令和7年10月から令和9年3月)		
育児休業 根拠法令	地方公務員の育児休業等に関する法律 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律		
<p>地方公務員等共済組合法第114条の2第1項及び地方公務員等共済組合法施行規程第164条の3第3項並びに一般財団法人山形県教職員互助会運営規則第19条の規定により、上記のとおり申し出ます。</p> <p>公立学校共済組合山形支部長 殿 山形県教職員互助会理事長 殿 令和8年3月15日</p> <p>住所 山形市〇〇-××</p> <p>氏名 公立 花子</p>			
<p>上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。</p> <p>令和8年3月16日</p> <p>所在地 山形市△△-〇〇</p> <p>所属所長 山形市立〇〇小学校校 村山 太郎</p> <p>(TEL 023-〇〇〇-××××(事務担当者名: 村山 次郎))</p>			

- 必要事項を記入し、所属所長の証明を受けて提出してください。
- 育児休業の事実を証明する書類(辞令書等)を添付してください。(写しでも可)
- 育児休業が延長された場合又は育児休業が終了する日前に終了した場合も提出してください。
- 教職員互助会の退職互助部加入者については、必要に応じ退職互助部事業掛金納入猶予(延期)申請書を提出してください。

注意点

■育児休業中に新たに産前休暇を取得する場合、育児休業の期間が変更されたことになるため、育児休業等掛金免除(変更)申出書と辞令書等を提出してください。